

議案第 32 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成18年5月17日提出

生駒市長 山下 真

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「公的年金等に係る所得について同条第4項」を「公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項」に改め、「限る」の次に「。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、附則第11項を附則第15項とし、附則第4項から第10項までを4項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の4項を加える。

（平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

4 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢6

5歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第12条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

5 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第12条の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

6 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除し

た金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

- 7 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

附則に次の2項を加える。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条

約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 1 2 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第 3 条及び第 1 2 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 1 2 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成 1 8 年度以後の年度分の

国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。